

令和6年4月22日
午前10時00分発表



問い合わせ先
稚内海上保安部
次長 堤 憲一郎
Tel 0162-22-0118

春季大型連休安全推進活動について

標記について、稚内海上保安部では令和6年4月27日（土）から5月6日（月）までの間、春季大型連休安全推進活動期間と定めて釣り人の事故やプレジャーボートの海難を防止するために集中的な安全指導及び啓発活動を実施します。

1 春季大型連休安全推進活動期間

令和6年4月27日（土）から5月6日（月）までの間

2 春季大型連休安全推進活動内容

上記期間において、マリンレジャーが活発になることが見込まれることから、釣り人に対し「救命胴衣の着用」「防水ケース入り携帯等連絡手段の確保」「釣り場に適した履物の着用」を、プレジャーボート利用者に対して「自船の安全確保3か条」である、「発航前検査の励行」「常時適切な見張りの徹底」「救助支援者の確保」を主に呼びかけ、重点的な海難防止活動を行ってまいります。

※本期間の活動として令和6年4月30日午10時00分から稚内市内の釣具店を訪問して安全啓発活動を行います。

取材を希望する報道機関は、令和6年4月26日までに当部担当までお問い合わせ下さい。